



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	資産課税の構造
Author(s)	小山, 光一; KOYAMA, Koichi
Citation	経済學研究, 53(1), 49-78
Issue Date	2003-06-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/6007
Type	departmental bulletin paper
File Information	53(1)_p49-78.pdf



資産課税の構造

小 山 光 一

1. 序論

本稿では、制度分析の観点から、資産課税である土地税制、相続税および贈与税の構造を分析し、これらの制度の下でどのようなメカニズムが形成されてきたのかを検討する。制度の経済分析として、資産課税を一つの制度と捉え、この制度の下での人々の合理的な選択を考察し、「制度の下での均衡」を明らかにする。

まず、土地税制を検討する。土地税制は、その時々々の経済状況に大きく左右されてきており、さらに経済学者の論調も時流に流れやすく、冷静な分析が行われにくいのが実情である。政策当局にしても、地価の高騰に対応し場当たり的な政策が行われてきており、税制のあり方に関して基本的な原理ないし原則が不明確であると言わざるをえない。

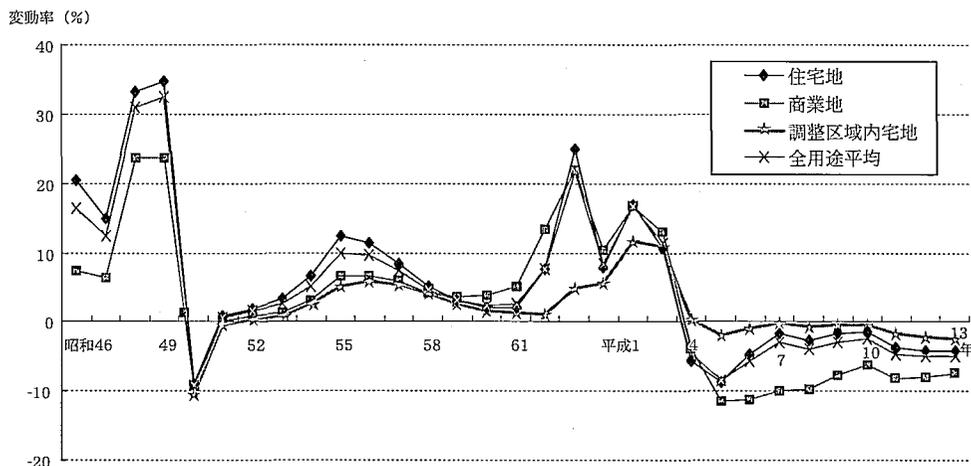
土地税制として土地の保有、譲渡、および取引の3つの課税を検討する。特に、保有課税の一つである固定資産税をみると、納税者の公平性に問題があり、さらに税の負担水準を決定している固定資産税評価額の水準に関して合理的な根拠が存在していない。財政構造の体系の中に、固定資産税の負担水準を内生的に決定する仕組みが無いのである。アメリカの財産税のように、自治体の歳出と住民の財産税の税負担をリンクさせ、住民に受益と負担の関係を明確にさせながら、財政構造の中で負担水準を内生的に決定する仕組みを構築する必要があると思われる。

次に、保有、譲渡および取引の税制も踏まえながら、土地税制のメカニズムを検討する。地

価の動向を決定づけてきたのは、企業による土地の需給行動である。特に、企業の土地需要は、土地を保有する利得に依存している。この利得において、従来のキャピタル・ゲインや地代ばかりでなく、土地保有が企業の投資に与える影響を新たに考慮する必要がある。本稿では、新たに定義された企業の利得を用いながら、わが国の歴史的な変遷の中で、法人の需給行動を合理的に説明する試案を提示している。

次に、相続税と贈与税においては、これらの構造を制度分析の観点から分析している。戦後、わが国では相続税を軽課にし、贈与税を重課する制度が設定された。このため、この制度の下で人々は合理的な選択を行ってきた結果、親から子への資産移転が主に贈与ではなく相続で行われるようになった。この「制度の下での均衡」の結果、資産移転のタイミングは被相続人の死亡時点に限定されてきた。さらに、著しく高い累進税率が設定されてきたため、地価の変動に応じて税負担額が大きく異なり、納税者の負担が異時点間で著しく不公平になっていた。

この問題を解決するためには、著しく高い累進税率を廃止するとともに、資産移転のタイミングを自由に選択できるようにする必要がある。資産移転のタイミングをいつでも国民が自由に選択できる仕組みとしてアメリカの制度を検討する。アメリカにおいては、贈与税と相続税は同じ税率表を用いており、贈与と相続はほとんど無差別である。平成15年から新たに採用された相続時清算課税制度は、資産移転のタイミングをある程度自由に選択できるため、相



(出所) 国土交通省土地鑑定委員会『地価公示』

図1 公示価格の変動率(全国平均)

続と贈与の中立性に向けた第1歩として位置づけることができる。しかし、従来の贈与税も併存しているため、贈与の構造に歪みが生じる可能性がある。

2. 土地税制

2-1 地価と資産課税

わが国の地価は、戦後の経済成長とともに非常に大きな変動を示してきた。地価は市場価格と、以下のような公的機関で評価される4つの価格が存在する。

- ① 地価公示価格 (国土交通省)
- ② 固定資産税評価額 (市町村)
- ③ 相続税路線価 (国税庁)
- ④ 都道府県基準地価格

地価公示価格は、土地市場において自由な競争市場で成立する価格であり、現実の市場価格から投機的な要素を除いたものである。基準地価格も地価公示価格と同様の性格をもち、両者は一般の土地取引の指標として用いられている。固定資産税評価額は、固定資産税の際に用いられる土地の価格で、国の定めた固定資産評価基準に基づいて市町村長が決定している。相

続税路線価は、相続税において市街地の土地の価格として用いられている。以上の4つの公的な価格に市場価格を加えた5つを比較すると、一般に、市場価格が一番高く、次に地価公示価格と基準地価格、相続税路線価と続き、一番低いのは固定資産税評価額である。

図1は、地価公示価格の昭和46年以降の推移を示したものである。地価は、オイル・ショックやバブル経済において著しい高騰を示してきたが、バブル経済以降は長期的な下落傾向にある。

地価は、わが国の資産課税の制度と密接な関係にある。地価と資産課税の制度は相互に影響しあい、前者が後者を変化させるとともに、後者が前者に影響を及ぼしている。資産課税における主な課税対象の一つは土地であり、資産課税のあり方は、土地市場における地価や取引量のある程度コントロールできると考えられている。このため国は、地価の動向にあわせて、適切な資産課税制度の変更を行うことが求められているのである。

例えば、地価が急激に上昇する時は、投機を抑制し土地の有効利用を促進するため、短期の譲渡益に対し課税を強化するとともに、保有コ

ストの引き上げを図るため、固定資産税の引き上げや新たな保有税の創設が行われてきた。この新たな保有税の例として、オイル・ショック時の特別土地保有税やバブル経済の時の地価税の創設を挙げることができる。また、地価が低迷しているときは、譲渡益課税を緩和するとともに、固定資産税の負担の引き下げや特別保有税の停止、取引税の引き下げが行われてきている。

以下では、地価の動向を踏まえながら、この節で土地税制、第3節で相続税および贈与税の構造を制度分析の観点から検討し、これらの制度によって生じるメカニズムを考察することによって「制度の下での均衡」を解明していく。

2-2 土地保有に対する課税

土地の保有に対する税として以下で議論する固定資産税(市町村税)以外に、次の2つが存在する。

(a) 都市計画税(市町村税)

都市計画税は、都市計画事業などの費用を賄うため、都市計画区域のうち市街化区域にある土地と家屋に課税するものである。課税標準は、固定資産税評価額であるが、住宅用地の場合には平成6年度以降、特例が設けられており、一般住宅用地のときは固定資産税評価額の3分の2、小規模住宅用地のときはその3分の1に軽減されている。税率は0.3%を上限にして市町村が独自に定めることができる。

(b) 保有分の特別土地保有税(市町村税;平成15年度以降は停止)

特別土地保有税(保有分)は、投機的な取引の抑制と土地の有効利用を図るために設けられている。恒久的な建物、施設等の用に供する土地の場合、課税が免除されている。特別土地保有税(保有分)は、税率が固定資産税の標準税率に等しく、課税標準が土地の取得価格である。この納税額は、土地の取得価格に税率を乗じた金額から固定資産税相当額を控除したものである。

固定資産税の構造

固定資産税は、市町村税の中で住民税とともにその中心を占める税で、土地、家屋および償却資産を課税対象としている。平成12年度の決算額で、税収は約8兆9千億円で、そのうち土地の部分は41.8%、家屋が38.7%、償却資産が19.5%を占めている。この点で、固定資産税は土地との繋がりが強いことがわかる。ここでは、土地だけに焦点をあてて議論することにする。

固定資産税の税額は、原則として課税標準である固定資産税評価額に一律の税率を乗じた金額である。固定資産税は税率と固定資産税評価額に依存するので、これらの点を以下でみてみよう。

まず、各市町村の採用している税率は実質、ほぼ同一である。平成14年度現在、全市町村のうち、標準税率1.4%を採用しているのは9割超で、1.4%を超える超過税率を採用している市町村はわずか1割未満にすぎない。税率の上限は制限税率の2.1%で、これを超える税率を採用することはできない。また、もし市町村が標準税率よりも低い税率を採用すると、公共施設などの財源に充てる地方債の発行が禁止されるため、標準税率よりも低い税率を採用している市町村は全く存在していない。国は、実質的に固定資産税の税率がほぼ同一になるように地方自治体をコントロールしていることができる。

次に、固定資産税の課税標準額をみると、これは本来、固定資産税評価額であるが、現実の課税標準額は必ずしも固定資産税評価額と一致していない。いま、固定資産税評価額Pに対する課税標準額Aの割合、つまり(A/P)を達成率と定義し、この達成率の推移を示したのが図2である。この図の横軸に示されている年度は、3年に一度実施される固定資産税評価額の評価替えの年である。

固定資産税評価額が課税標準額と乖離してきた理由は以下の二つである。

表 1 固定資産税の経緯

昭和25年度	【シャープ勧告】 ・固定資産税の税収を全額市町村のものとする。 ・課税標準を賃貸価格でなく資本価格にする。
昭和37年度	自治省に中央固定資産税評価審議会の設置
昭和39年度	・固定資産の評価方法の全国的統一 ・新評価額は前年度の評価額の6.37倍（全国平均、宅地） ・初めて負担調整措置を採用
昭和48年度	・評価額が約1.8倍の上昇 ・住宅用地の課税標準の特例（課税標準を価格の2分の1とする）
昭和49年度	・住宅用地のうち1戸当たり200㎡までの部分（小規模住宅用地）について、税負担を一層軽減（課税標準を価格の4分の1とする）
平成3年1月	・「総合土地政策推進要綱」で、平成6年度以降の評価替えにおいて、地価公示価格の一定割合を目標に、評価の適正化・均衡化を図る方針を示す。
平成6年度	・平成6年度の評価替えて、評価上昇割合は3.97倍となる。 ・新たな負担調整措置 ・小規模住宅用地の課税標準を価格の1/4から1/6に変更 ・一般住宅用地の課税標準を価格の1/2から1/3に変更

表 2 固定資産税実効税率の推移

単位：%

年度	昭和 39	42	45	48	51	54	57	60	63	平成 3年	6年	9年	12年
住宅地	0.09	0.09	0.10	0.12	0.13	0.12	0.10	0.11	0.07	0.07	0.10	0.11	0.12
商業地等	0.09	0.09	0.10	0.16	0.42	0.39	0.33	0.36	0.22	0.23	0.35	0.49	0.54
宅地計	0.09	0.09	0.10	0.14	0.25	0.23	0.19	0.21	0.13	0.14	0.21	0.26	0.27

(資料) 自治省「固定資産税の価格等の概要調査」、経済企画庁「国民経済計算年報」

納税者の負担の公平性を異時点間の公平性と地域間の負担の均衡化という2つの観点から検討する。

I. 異時点間における税負担の公平性

いま、固定資産税の実効税率を

$$\text{実効税率} = \frac{\text{固定資産税額}}{\text{宅地資産額}}$$

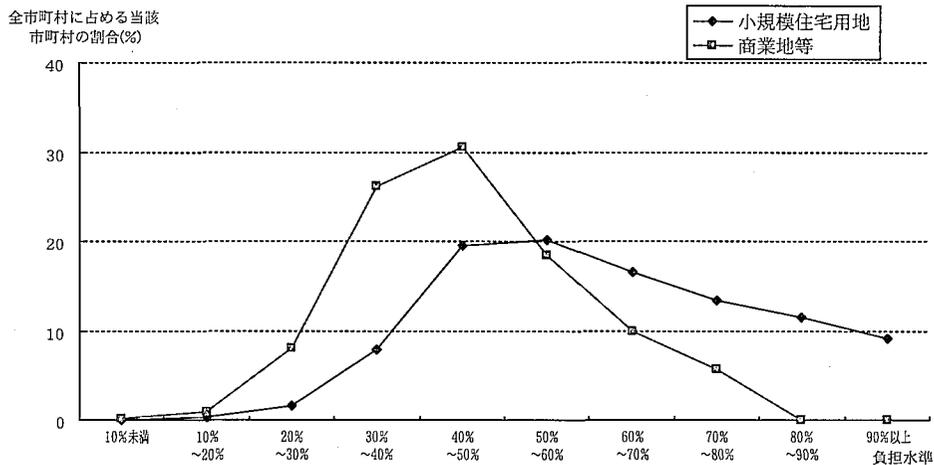
と定義する。固定資産税の実効税率の推移を示しているのが表2である。住宅地の場合、異時点間で実効税率は大きく変動していないが、バブル経済の時期である昭和63年と平成3年の税負担は軽くなっている。これに対し、商業地等の実行税率は大きく変動しており、特に近年は極めて高い水準に達している。例えば、商業地等の実行税率は、昭和48年には0.16%であったのが平成12年には0.54%に達してお

り、約3.4倍も増加している。

このような住宅地と商業地等の間で実効税率が大きく異なる理由は、住宅地の場合、特例率の設定により税負担が軽減されたのに対し、商業地等の場合は、特例率が存在せず、負担調整措置を通して固定資産評価額の影響を大きく受ける形になっているためである。地価の動向に翻弄され、高く設定した固定資産税評価額が商業地等の税負担を著しく高くし、異時点間の公平性を欠く結果となっているのである。

II. 地域間の負担の均衡化

次に、地域間での税負担の公平性を検討する。図3は、商業地等と小規模住宅用地について、わが国の市町村全体にわたる固定資産税（宅地）の負担水準の分布状況をみたものである。ここで、負担水準とは



(出所) 資産評価システム研究センター「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究報告書(平成11年3月)」の資料に基づき作成

図3 固定資産税(宅地)における負担水準の分布(平成10年度)

各市町村の負担水準＝

$$\frac{\text{課税標準額の総額}}{\text{固定資産税評価額} \times \text{住宅用地の特例率}}$$

として定義される。図3から、小規模住宅地と商業地等の両方で、市町村間で負担水準に大きな格差が存在していることがわかる。

このような負担水準の格差は、負担調整措置により、徐々に解消していく仕組みになっている。具体的な負担調整の方法は、負担水準が低い土地はこれを高くしていき、負担水準が比較的高い土地はこれを据え置く形をとっている。特に、商業地等で負担水準が著しく高い場合は、負担水準に上限を設定し、その水準まで引き下げる措置がとられている。具体的に、商業地等の場合、負担水準の上限は80%（平成10年度現在）から70%（平成14年度現在）に引き下げられており、これを超える負担は無くなっている。

ところがこのような負担水準の均衡に向かう調整速度は非常に遅いため、地域間での負担の不均衡は長期的に存続し、短期的には解決でき

ない問題となっている。

固定資産税評価額の水準

以上の議論で重要な点は、固定資産税評価額が最も重要な役割を担っているということである。原則として固定資産税の税額を決めるばかりでなく、異時点間や地域間の負担の公平性においても、固定資産税評価額を基に必要な調整措置がとられているのである。

したがって、固定資産税評価額の水準に対する合理的な説明が必要である。現在、固定資産税評価額は「適正」な水準として地価公示価格の7割程度に設定されている。固定資産税評価額を地価公示価格の7割程度に設定する客観的根拠は何なのか、どのように合理的に説明できるのかが問われなければならない。

ところが、この7割評価を合理的に説明する理論は存在していないように思われる。これに対する1つの根拠として挙げられるのは、昭和50年代の地価が比較的安定した時期に、固定資産税評価額の地価公示価格に対する割合が6割から7割程度の水準であったというも

のである。しかし、昭和50年代にこの水準であったのは当時において「制度の下での均衡」として成立していたためである。現在では、全く状況は異なり、当時のような固定資産税評価額の7割評価にすることが「適正」であるとする合理的根拠は存在しない。バブル経済における土地税制の反省から、土地の保有コストを引き上げるため、7割評価という意図的に高い固定資産税評価額を設定したが、7割評価を維持する客観的・合理的根拠が存在していないように思われる。

現在、固定資産税評価額の7割評価は、現実の税負担と全く乖離する状態になっている。税率を一定に維持し、評価額を非常に高く設定したため、税負担の調整を特例率の引き下げや負担水準の上限設定などで対応せざるを得ない状況となっている。地価の動向に翻弄され、固定資産税の構造が基本的に歪んだ構造になってしまったのである。

固定資産税における税負担の水準

このような歪んだ構造を生み出す原因は、財政構造の中で固定資産税の税負担が内生的に決定されていないことにある。地価の変動に翻弄され、国が裁量によって固定資産税評価額の基準を設定し、住民の反応を見ながら、適正な負担水準となるような特例措置を作り出している。適正な負担の水準は、行政と住民の間の政治的な均衡の結果として決定されている。わが国の財政構造の中には、内生的に固定資産税の負担水準を決定するメカニズムは存在していないのである。

これに対し、アメリカの財産税(property tax)の場合、州や自治体で異なるが、税率が自治体の歳出とリンクして決定されている。具体的に、財産税の税率は以下の手順で決定されている。

ステップ1：自治体が「徴収すべき財産税の税収」を以下の式から算出する。

$$\begin{aligned} \text{「徴収すべき財産税の税収」} = & \text{「公共サービスや教育運営費等必要な歳出予定額」} \\ & - \text{「他の税, 州からの補助金, 料金収入等」} \end{aligned}$$

ステップ2：自治体における資産の評価額を合計し「全資産の総評価額」を算出する。

ステップ3：「財産税の税率」を以下の式で決定する。

$$\text{「財産税の税率」} = \frac{\text{「徴収すべき財産税の税収」}}{\text{「全資産の総評価額」}}$$

この場合、自治体の財政収支は均衡するとともに、自治体の歳出の増加は財産税の増加となり、住民にとって受益と負担の関係が明確になっている。

日本の場合、自治体にとって、固定資産税の増加は地方交付税の減少を導くだけで、住民に提供する標準的な行政サービスの量は不変である。このため住民から見ると、受益と負担の関係が不明確であり、固定資産税の増加は単に犠牲を強要するものでしかない。

2-3 土地の譲渡と取引への課税

次に、土地の譲渡と取引に関する課税を順次検討していく。

土地譲渡課税の構造

土地譲渡所得税は、固定資産税と同様、地価の高騰の影響を強く受け、その制度を大きく変更してきた。表3は、昭和39年から現在に至るまでの土地譲渡所得の変遷を示している。昭和38年まで個人の場合は2分の1総合課税、法人の場合は通常法人税を支払う形であった。ここで、2分の1総合課税とは、譲渡所得のうち半分だけを課税対象にし、総合課税の累進税率を適用して、税額を決定する方法である。

昭和39年以降、地価高騰に対応した土地譲渡所得税の変遷は、課税の強化とその後の緩和

表3 土地譲渡所得税の変遷

	昭和38年まで	39年	45年	48年	51年	62年	平成元年	4年	8年	10年
個人譲渡所得	1/2 総合課税	短期 以下のいずれかの多い税額 ① 税率40% ② 総合課税による上積税額の110%				超短期 以下のいずれかの多い税額 ① 税率50% ② 総合課税による上積税額の120%				廃止
		短期 同左								
		長期 1/2 総合 課税	分離課税 昭和45-46年 10% 昭和47-48年 15% 昭和49-50年 20%		昭和51-54年 20%と1/2総合 課税 昭和55-56年 20%と1/2, 3/4 総合課税 昭和57-平成元年 20%と1/2総合 課税	分離課税 (2段階) (累進税率) 20%と25%	分離課税 平成4年-6年 一律30% 平成7年 25%, 30% 平成8年-9年 20%, 25%, 30%	分離課税 平成10年 20%, 25% 平成11年- 15年 一律20%		
法人譲渡所得	通常の法人税		短期 通常の法人税に加え 20%の税率で 追加課税		超短期 通常の法人税に加え 30%の税率で追加課税		30%加算の 税率による 分離課税	15%の追加 課税	左記の措置 の廃止	
			長期		短期 左記と同じ20% (追加税率)		10%の追加 課税		左記の措置 の運用停止	
			同左		10%の追加 課税		5%の追加 課税		左記の措置 の運用停止	

(資料) 財務省『財政金融統計月報(租税)』により作成

のプロセスの繰り返しである。例えば、昭和48年のオイル・ショックの頃、短期の場合は個人と法人のいずれに対しても課税を強化し、長期の場合、個人に対し軽減する措置をとっている。オイル・ショック以後は昭和56年まで、特に個人の長期譲渡所得に対し重課の傾向があったが、昭和57年から62年にかけて税負担を軽減する方向に向かった。

バブル経済においても、同様に、その初期である昭和62年に超短期を設け、投機の抑制を図ったが、長期の譲渡所得に対しては軽減のままであった。バブル経済が終わった平成4年から7年にかけて、バブル経済当時の軽減措置に対する反省から、土地譲渡所得に対する課税が強化されたが、地価の長期的な下落傾向を反映して、その後は緩和傾向にある。

平成14年度現在、個人と法人の課税方法は以下の通りである。

I. 個人の譲渡所得税

平成14年度現在、個人の譲渡所得は、保有期間が5年を超える長期の場合と、5年以内

の短期の場合に区別される。

(1) 長期の場合

分離課税で行われ、土地の譲渡益(100万円控除後)に対し一律に所得税率20%(住民税6%)で課税している。

(2) 短期の場合

税額は、以下の2つのうちいずれか多い方の金額である。

(i) 譲渡益の40%(住民税12%)

(ii) 総合課税による上積税額×110%

ここで上積税額とは、土地の譲渡益を他の所得と合計し総合課税として税額を求め、この金額から他の所得だけを総合課税した場合の税額を控除した金額である。式で示せば、譲渡益Cと他の所得(税法上の課税総所得金額)Yを合計したときの税額を $T(C+Y-d)$ とし、他の所得Yのみの税額を $T(Y)$ とすると、上積税額は、 $T(C+Y-d)-T(Y)$ である。ここで、dは譲渡所得の控除額で、平成14年度現在で50万円である。

II. 法人の譲渡所得課税

平成14年度現在、通常の法人税で課税される。したがって、もし赤字法人であれば、法人の譲渡所得に対する税額はゼロとなる。平成10年度以降、超短期は廃止され、法人税に加えて一定割合の追加課税を求めることは停止されている。

以上のうち特に問題となるのは、個人の短期における課税方法である。個人の短期の課税方法は、表3から分かるように、基本的に昭和39年以来変わっていない。この制度は主に2つの問題がある。

(1) この制度の下では、譲渡益の金額がどんなに小さくても、また、譲渡益以外の所得水準がどんなに低くても、所得税と住民税を合わせると少なくとも52%の税率が課される。最高税率が低下している現在、短期譲渡益に対し懲罰的な課税を維持することには問題があると言える。

(2) 上の(i)と(ii)の課税方法のうち金額の多い方となっているが、所得税の総合課税の最高税率が引き下げられてきた現状で、二つの課税方法の乖離は縮小してきている。このため、あえて二つの選択肢を設定する意味があるかどうかが問われる。

確かに、地価が下落している現在、短期譲渡益が生じる可能性は少なく、この制度をあえて変更する必要は無いと考えることもできる。しかし、たとえ地価の下落過程でも、短期の譲渡益課税の税率を高止まりしておいてよいとは思われない。例えば、一般の個人の投機意欲を萎縮させすぎってしまう可能性がある。理論的に、短期譲渡所得の制度を正しく位置付け、適切な制度改革を行っていく必要がある。特に、短期譲渡課税制度は、長期譲渡課税制度とどのような関係にあるのかを理論的に解明していく必要がある。

取得課税

土地の取引に対する課税として以下の2つ

の税が存在する。

(a) 不動産取得税

不動産取得税(道府県税)は、固定資産税評価額に対し、土地の場合は税率4%、住宅の場合は3%の税率で課税される。

(b) 取得分の特別土地保有税(市町村税;平成15年度から停止)

市町村税である特別土地保有税(取得分)は、前述の特別土地保有税(保有分)と同じ基準で、取得した土地の合計面積が一定の面積を超える場合に課税される。特別土地保有税(取得分)の税額は、取得価格を課税標準として税率3%で課税した金額から不動産取得税の税額を控除した金額である。

2-4 土地税制のメカニズム

わが国の地価を決定づけてきたのは、企業の行動である。高度経済成長期の活発な企業活動は、土地への高い需要を生じさせ、地価を著しく高い水準に引き上げてきた。また、バブル経済の時期において、企業による土地投機が地価の高騰を引き起こす誘因であった。現在、地価が下落しているのも、企業による土地の売却が1つの大きな原因である。地価の動向を支配しているのは、企業活動そのものであることを認識する必要がある。

企業の土地需要は、どのような要因によって決定されるのか検討する必要がある。この主な要因として、以下の4つを挙げることができる。

- (i) キャピタル・ゲイン(またはロス)
- (ii) 土地保有が投資に与える影響
- (iii) 土地の限界生産力の価値
- (iv) 固定資産税の負担

上記(i)のキャピタル・ゲイン(またはロス)とは、地価の上昇によって発生する利益(又は損失)である。(ii)の「土地保有が投資に与える影響」とは、土地保有が資本蓄積に与える影響である。企業が投資資金を銀行から借りるとき、借入れ限度額は企業の保有する土地の価値

額によって決定される。内部資金を十分に持たない企業は、保有する土地を担保にして、投資資金を調達する。特に、高度経済成長期において、借入りに依存していた企業は、利用できる資金が担保の価値に制約されていた。土地を購入すれば、担保の価値が高まり、その結果、銀行からの借入額が増加し、資本蓄積が促進される構造になっていた。

上記(iv)の固定資産税の負担とは、土地を保有するコストであるが、これは法人税の負担も考慮して考える必要がある。企業は土地を保有すると固定資産税を支払うが、固定資産税は税法上、損金(経費)となるので、負担する固定資産税の分だけ法人税の課税所得が減少する。従って、土地を保有することによる税負担は、固定資産税から法人税の軽減分を差し引いた金額となる。

以上の点を整理しよう。いま、企業は自己資本で土地を購入し、企業のすべての資本への投資は、土地を担保にした借入りで賄うとしよう。土地Lの価値をV(L)とすると、資本への投資Iは、担保価値であるV(L)の一定割合 λ 以下に制約されるので、 $I \leq \lambda V(L)$ が成立する。企業の生産関数を $Y=F(K, L)$ とし、企業の生産物の価格を1とする。ここで、Kは資本、Lは土地を示す。このとき、法人税の税率を t_c 、固定資産税をT(L)、利子率をr、減価償却率を δ とすると、企業の利潤 π は

$$(1) \quad \pi(K, L) = F(K, L) - (r + \delta)K - T(L) - t_c [F(K, L) - (r + \delta)K - T(L)]$$

である。ここで、上の式の右辺の最後の項は法人税額を示し、借入れ利子の返済と減価償却費の合計額 $(r + \delta)K$ と固定資産税T(L)は損金になっている。土地保有が不十分な企業は、土地保有を1単位増加させると、同時に投資は担保価値である土地の一定割合 $\lambda V(L)$ だけ増加するので、

$$(2) \quad \frac{\partial K}{\partial L} = \lambda V(L)$$

である。(1)と(2)より、利潤の増加は、

$$(3) \quad \frac{\partial \pi}{\partial L} = (1 - t_c)(F_K - r - \delta)\lambda V(L) + (1 - t_c)F_L - (1 - t_c)T'(L)$$

となる。この式のうち最初の項 $(1 - t_c)(F_K - r - \delta)\lambda V(L)$ は、上記(ii)の「土地保有が投資に与える影響」を示している。資本への投資は資金制約されているので、 $F_K \geq r + \delta$ が成立する。第二項の $(1 - t_c)F_L$ は、(iii)の土地の限界生産力の価値を示し、第三項の $(1 - t_c)T'(L)$ は(iv)の固定資産税のネットな負担を示している。

(3)式より、企業が土地を保有することによって得られる利得である上記の(i)-(iv)の合計額は、以下の式で示すことができる。

$$(4) \quad \alpha + (1 - t_c)(F_K - r - \delta)\lambda V(L) + (1 - t_c)F_L - (1 - t_c)T'(L)$$

ここで、第一項の α は発生ベースのキャピタル・ゲイン(ロス)を示し、第二項から第四項はそれぞれ上記の(ii)~(iv)の項目に対応している。第二項から第四項の合計は広義の地代とみなすことができる。

以下では、上記で定義された企業が土地を保有することによって得られる利得の概念を用いて、土地市場のメカニズムを分析する。まず、この分析の前に、土地の保有、譲渡、および取引に対する課税が土地の売買市場に及ぼす影響を順次検討しておく。

A. 土地保有税の影響

土地保有税が土地市場に及ぼす影響を検討しよう。まず、需要サイドにおいて、土地を購入するか、または土地を購入しないで金融資産で運用するかという資産選択の問題を考える。土地保有税が課されると、土地を保有する利得が減少するので、土地を購入するよりは金融資産で運用した方が有利となり、土地への需要は減少する。

次に、供給サイドにおいては、現時点で土地を売りその後は金融資産で運用する方法と、現

時点では土地を売らないでそのまま土地を保有する方法のいずれかを選択する問題を考える。土地保有税が課される場合、そのまま土地を保有するとコストが増加するので、現時点で土地を売る方が相対的に有利となる。この結果、土地の供給は増加する。

市場においては、需要曲線は左方にシフトし、供給曲線は右方にシフトするので、地価は減少するが、均衡取引量の増減は不確定である。

B. 譲渡所得税の影響

次に、譲渡所得税の土地市場に及ぼす影響を凍結効果を考慮しながら検討する。凍結効果とは、土地の譲渡所得に課税すると、土地の売却が阻害され、土地の取引量が減少することをいう。

譲渡所得課税が土地市場の需給に及ぼす影響を検討しよう。まず、需要サイドにおいて、現時点で土地を購入し後でこれを売却する方法と、現時点で土地を購入しないで金融資産で運用する方法のいずれかを選択する場合を考える。譲渡所得課税があると、前者の方法が相対的に不利になり、後者の方が有利となる。この結果、土地の需要が減少する。

次に、供給サイドにおいても、現時点で土地を売却しその後金融資産で運用する方法と、土地の保有を維持する方法のいずれかを選択する問題を考える。もし凍結効果が生じていれば、現時点で土地を売却するよりは、土地を売らないで保有し、後で売却する方法を選択することになる。このとき、土地の供給は減少する。市場においては、需要曲線と供給曲線は左方にシフトし、均衡取引量は減少するが、地価の変化は不確定である。

いま、土地の供給サイドにおいて、凍結効果を詳細に検討する。土地所有者は以下の2つの方法を選択する。

(方法1) 現時点で土地を売却し、1期後まで利子率 r の金融資産で運用

(方法2) 現時点では土地を売却しないで保

有し、1期後に土地を売却

土地の取得価格を P_0 、現在の地価を P 、1期後の地価を P_1 とすると、譲渡所得は現時点で $(P - P_0)$ 、1期後で $(P_1 - P_0)$ である。よって、二つの方法の利得を1期後で評価すると以下のようなになる。

方法1の場合： $(1+r)[P - t(P - P_0)]$

方法2の場合： $R_1 + P_1 - t(P_1 - P_0)$

ここで、 R_1 は土地を売却しないで保有した場合に得られる地代、 t は土地譲渡所得税の税率を示している。いま、金本(1990)および岩田他(1993)に基づいて、凍結効果について以下の結果を得る。

命題1 いま、空閑地 ($R_1 = 0$) を先祖代々保有している ($P_0 = 0$) とし、譲渡所得課税は凍結効果を生まない。

命題1の証明 $R_1 = 0$ かつ $P_0 = 0$ を上記の方法1と方法2の利得の式に代入する。このとき、方法1と方法2の利得の大小関係は、税率 t に依存しないで、利子率 $(1+r)$ と地価上昇率 P_1/P の大小関係で決定される。故に、譲渡所得税の存在は売却のタイミングに影響を与えない。

命題2 いま、 $R_1 > 0$ かつ $P_0 = 0$ とする。このとき、もし $(1+r) \leq (P_1/P)$ ならば、譲渡所得課税は必ず凍結効果を生む。

命題2の証明

$$(1+r)(1-t)P \leq (1-t)P_1 < (1-t)P_1 + R_1$$

が成立すればよい。ここで、 $(1+r) \leq (P_1/P)$ より最初の不等式が成立し、 $R_1 > 0$ より二番目の不等式が成立している。この不等式から、方法2の方が方法1よりも利得が大きく、凍結効果が生じることがわかる。

命題3 いま、 $R_1 = 0$ かつ $P_0 > 0$ とする。このとき、もし $(1+r) \geq (P_1/P) > 1$ ならば、譲渡所得課税は逆凍結効果を生む。

命題3の証明

$$(1+r)[P - t(P - P_0)] \geq$$

$$(1-t)P_1 + (P_1/P)tP_0 > P_1 - t(P_1 - P_0)$$

を示せばよい。この最初の不等式は $(1+r) \geq (P_1/P)$ より、二番目の不等式は $(P_1/P) > 1$ より成立する。よってこの不等式より、方法1が方法2よりも利得が大きく、逆凍結効果が生じる。

命題4 いま、 $R_1 > 0$ かつ $P_0 > 0$ とする。このとき、もし課税がないとき $(1+r)P = R_1 + P_1$ ならば、譲渡所得課税により凍結効果が生じるか否かは、 R_1 と rP_0 の大小関係で決定される。命題4の証明 方法1と方法2の利得の式からそれぞれ $(1+r)P$ と $R_1 + P_1$ を差し引き、整理すると、方法1と方法2の大小関係は、 $(1+r)P$ と $P_1 + rP_0$ の大小関係で決まる。しかし、 $(1+r)P = R_1 + P_1$ より、前者の値を $R_1 + P_1$ で置き換えると、方法1と方法2の大小関係は、 R_1 と rP_0 で決定される。

C. 土地取引税の影響

最後に、土地の取引課税が土地市場に及ぼす影響を検討する。

土地の取引に対する課税の場合、土地を購入するときのみ課税されるので、需要サイドのみ関係し、供給サイドは関係ない。需要サイドの資産選択において、現時点で土地を購入する方法と、現時点で土地を購入しないで金融資産で運用する方法のいずれかを選択する場合を考える。このとき、取引課税の存在によって、土地の購入を行う方が不利になり、金融資産で運用する方が有利となるので、土地への需要は減少する。市場においては、需要曲線のみ左方にシフトし、供給曲線は不変である。この結果、地価と取引量はともに低下する。

土地市場のメカニズム

以上の議論を踏まえて、高度経済成長とオイル・ショックの時期、バブル経済の時期、および現在の3つの時期における地価の決定メカニズムとそれに対する土地税制を再検討してみよう。

I. 高度経済成長とオイル・ショックの時期

基本的に、企業による土地の需要が地価の決定に最も重要な要因であると考えられる。以下では、需要と供給を区別して議論する。

(a) 需要

ここでは、需要者は企業であるとする。企業が土地を購入する要因は前述の(i)~(iv)の4つであり、この利得は(4)式の値で示されている。企業が土地を購入するか否かは、(4)式の値と金融資産で運用する場合の利得の大小関係に依存する。この時期、企業の土地需要における特殊な要因は、上述の4つの要因のうち(ii)の「土地保有が投資に与える影響」にはかならない。資金制約に直面した企業は、土地を購入することによって、資金の借入れに際して担保価値を高め、投資を増加し資本蓄積を促進することができたのである。企業の土地への需要と資本蓄積は相互に補完的な関係にあったと言える。資金制約に直面した企業は、旺盛な投資活動を背景に、高水準のキャピタルゲインの獲得と相まって非常に大きな土地需要を示してきた。

(b) 供給

ここでは、土地の供給者は個人を想定する。個人の譲渡所得課税において、昭和38年までの2分の1総合課税の場合、当時の所得税の最高税率が75%であるので、最高税率はその半分の37.5%で、比較的高い水準であった。これと比較すると、昭和45年から50年の間の分離課税の場合、税率は非常に低かったため、土地供給は大きな増加を示した。

この供給の増加は、合理的にどのように説明できるのであろうか。例えば、命題1によると、農家が先祖代々所有している空閑地の売却を考える場合、その決定は譲渡所得税率とは関係なく、金融資産の利率と地価上昇率で決定される。この当時の地価上昇率は利率よりも高いので、農家は土地を売却しないことを選択しているはずである。つまり、供給は減少していなければならない。

しかし、現実の土地市場を考えると、以上の

命題 1 を利用した議論は非現実的である。地域開発が行われる場合、もし農家が土地を売ることに合意すれば開発が行われ、将来の地価は現時点の地価よりも高くなるが、もし合意しなければその土地は農地のままで、将来の地価は現時点の価格よりもずっと低い。したがって、農家は合理的な選択の結果として現時点で土地供給を増加したと考えることができる。また、土地供給が増加したもう一つの理由として、農家が低い農業収益に基づく収益還元法で地価を考えている場合、提示された価格が投機的な要因の価格であるので、農家は投機的部分を利益とみなしたと考えることもできる。この場合、昭和 45 年直後の頃であれば、将来、税率の上昇が予想されるので、低い税率のうちにこの利益を得るため、この時期に土地供給が増加したと考えられる。

いずれにしても、この当時、凍結効果は本質的な問題とはなっていない。また、保有税である固定資産税の税負担も軽いため、この税の影響は非常に限定されていたと思われる。

(c) 市場

法人の高い需要と個人の供給増加によって、地価が上昇し、取引量が著しく増加している。重要な点は、人々は地価が上昇すると予想した価格に基づいて行動し、その結果として、予想地価が現実の市場均衡として実現してきたことである。この結果、「土地神話」が形成されてきたと考えられる。

II. バブル経済の時期

この時期、余剰資金のはけ口の一つとして、土地が購入され、地価が上昇する構造であった。地価が上昇するという予想に基づいて土地需要が増加して、土地市場において高い地価が現実に実現し、それが繰り返されていく動学プロセスを示してきた。この当時、土地税制は企業の土地需要に振り回される構造となっており、租税政策の有効性は非常に限られたものであった。

重要な点は、法人の高い土地需要は、企業が土地を保有する利得の構成要因である上記の 4 つのうち特に(i)のキャピタル・ゲインから生じていることである。この時期、(ii)の「土地保有が投資に与える影響」は著しく弱まっているおり、(iii)の土地の限界生産力の価値も必ずしも高い必要はない。(iv)の固定資産税の負担も低い水準にあった。

III. 現在

現在、地価の下落が続いている。この主な原因は、企業による土地の売却である。なぜ企業は土地を売るのだろうか。前述の企業が土地を保有する 4 つの要因を検討してみよう。負債を持っている企業の直面する問題は、土地を売却して負債を返済することが有利か否かである。いま、企業が土地を追加的に 1 単位売却して負債を返済するケースを考えよう。もし企業が土地を売却し負債を返済することを合理的に選択しているということは、

$$(5) \quad \alpha + (1-t_c)(F_K - r - \delta)\lambda V(L) + (1-t_c)F_L - (1-t_c)T(L) < rV(L)$$

が成立していることを意味する。ここで注意を要するのは、利子率 r は借入れ利子率で、比較的高い値である。(5)式の右辺は、土地を 1 単位売却することによって得られる利得で、売却収入として得られる $V(L)$ に対応する利払いの軽減額 $rV(L)$ を示している。(5)式の左辺は、土地を 1 単位売却することによって失うキャピタル・ゲイン(ロス)と広義の地代の合計額である。

(5)式において、 $\alpha=0$ とおいた場合の不等式は容易に導出できる。実際、企業は負債を保有するので、(1)式の右辺において、負債の利子費用 rB (ここで、 B は負債額) だけさらに減額し、新しい利潤式を以下のように定義する。

$$(1') \quad \pi(K, L) = (1-t_c)[F(K, L) - (r+\delta)K - T(L)] - rB$$

表 4 主要国における相続税・贈与税の基本的仕組み

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	遺産取得課税 (法定相続分課税)	遺産課税	遺産課税	遺産取得課税	遺産取得課税
納税義務者	相続人受贈者	遺言執行人贈与者	遺言執行人贈与者	相続人受贈者	相続人受贈者
相続時の課税方法	相続前 3 年以内の贈与額を累積し、相続財産と合わせて課税	生涯にわたる贈与を累積して、遺産と合わせて課税	相続前 7 年以内の贈与額を累積し、相続財産と合わせて課税	相続前 10 年以内の贈与額を累積し、相続財産と合わせて課税	相続前 10 年以内の贈与額を累積し、相続財産と合わせて課税
贈与税の課税方法	単年度課税	累積課税 (過去全て)	累積課税 (過去 7 年分)	累積課税 (過去 10 年分)	累積課税 (過去 10 年分)

(出所)「税制調査会資料」

いま、土地の資産額 $V(L)$ と負債額 B の差額 W を一定とし、 $\bar{W}=V(L)-B$ とおく。この式を B について解き、新たな利潤式(1)に代入して、 L について微分する。このとき、(2)式を用いて、 $\frac{\partial \pi}{\partial L} < 0$ となる条件が $\alpha=0$ のときの(5)式である。この式は、土地を追加的に売却し負債を減少させた方が利潤が高まることを示している。

(5)式の左辺の項目を検討しよう。第 1 項のキャピタル・ゲインは、地価の下落を反映して、小さい値または負である。第 2 項の「土地保有が投資に与える影響」は、現在、非常に小さい値である。第 4 項の固定資産税の負担は、高くなっている。この理由は固定資産税 $T(L)$ そのものが高くなっただけでなく、法人税率 t_c の引き下げによって、 $(1-t_c)T(L)$ が大きくなったためである。以上から、もし左辺の第 3 項である土地の限界生産力の価値が低いと、明確に上の不等式が成立する。この場合、企業は合理的な選択の結果、土地の限界生産力の価値が低い土地を売却する。さらに、譲渡所得税の緩和は、企業が土地を売却する動きを促進させている。

地価の下落はキャピタル・ゲインを得るメリットが失われ、より多くの企業が(5)式に直面するようになっていく。この結果、企業による

土地の売却が促進され、一層の地価の下落を招いているのである。

3. 相続税と贈与税

戦後わが国の相続税と贈与税は、資産の再分配機能に重要な役割を担ってきた。わが国の相続税と贈与税の歴史をみると、明治 38 年から昭和 24 年までの間は遺産税方式が採用されていたが、昭和 25 年のシャープ勧告により遺産取得方式に変更された。シャープ税制は、遺産取得方式を採用した理由として、遺産を多くの人で分割すればするほど税負担が軽くなる仕組みであるから、遺産分割を行うインセンティブが生じ、資産の再分配効果が強いものになる点を指摘している。

また、シャープ勧告は、相続税と贈与税で同一の税率表を設定し、累積課税方式により相続と贈与を中立にする税制を提案した。(参考資料参照) この税制は、資産移転のタイミングを自由に選択できるように図られていたが、これはまさに現在の日本の税制改革が目指すところである。

シャープ税制の相続税・贈与税は税務執行が困難であったため廃止され、昭和 28 年に相続税と贈与税は別々の課税となり、贈与税は相続税よりも重課する形になった。若い世代への資

産の移転は、相続が中心となり、相続税を補完する役割をもつにすぎなくなったのである。

昭和33年からは、現行の法定相続分制度が実施されている。この制度が導入された理由は、従前の制度で二つの問題が生じたためである。1つは、遺産取得課税の場合、相続人の中で分割すればするほど税負担が軽くなるため、相続の実態とは異なる申告を行い、税負担を逃れる行為が多く発生したことである。もう一つは、農家や中小企業など遺産分割が困難な場合、遺産取得課税では単独相続であると税負担が非常に重くなり、事業の継承が困難になるという問題である。これらの問題を解決するため、現行の法定相続分制度が創設され、民法の定めるように相続が行われたと仮定して相続税総額を求め、これを実際に相続した割合で負担する制度に改めた。この制度は、制度として非常に安定し、現在に至っている。

表4は主要国における相続税と贈与税を比較したものである。この表から、わが国の法定相続分課税制度は非常に特殊なものであることがわかる。特に、生前の贈与を厳しく課税して、事実上、資産の移転を被相続人の死亡時点またはその3年前だけに限定している。贈与よりも相続を中心とした資産移転のあり方がいま問われることになる。

以下では、わが国の特殊な相続税および贈与税の構造を順次検討していく。

3-1 わが国の相続税の構造

いま、相続税の税額の算定方法を検討しよう。相続税の対象となる遺産は課税価格(合計額)と呼ばれ、以下の式から求められる。

(6) 課税価格(合計額)

$$= \text{遺産総額} - (\text{非課税財産} + \text{債務} + \text{葬式費用}) \\ + \text{相続開始前 3 年以内の贈与額}$$

ここで、非課税財産の例としては、死亡保険金や死亡退職金が挙げられ、いずれの場合も平成

15年度現在、500万円×「法定相続人の人数」の金額だけ非課税となる。3年以内の贈与のみ相続税の対象となる。各法定相続人の課税価格は、

$$(6) \text{ 各人の課税価格} = \text{各人の取得する遺産額} - \\ (\text{非課税財産} + \text{引き受ける債務} + \text{負担する葬式費用}) + \text{相続開始前 3 年以内の贈与額}$$

(6)式で定義された課税価格(合計額)をA、(6)式で定義される法定相続人*i*の課税価格を A_i と表記する。明らかに、課税価格(合計額)は、各人の課税価格を合計した金額にほかならないので、法定相続人が*n*人いると、

$$A = \sum_{i=1}^n A_i$$

が成立する。

課税遺産額は、課税価格(合計額)から基礎控除額Dを差し引いた金額で、

$$\text{課税遺産額} = A - D$$

ここで基礎控除額Dは、定額控除 d_0 と法定相続人1人当たり*d*の控除額の合計額で、法定相続人が*n*人いる場合は $D = d_0 + dn$ である。平成15年度現在、 $d_0 = 5000$ 万円、 $d = 1000$ 万円である。

相続税総額の算定は、この課税遺産額が民法の法定相続分に従って法定相続人に配分されたと仮定し、各法定相続人の税額を算出し、これらを合計して相続税総額を求める。具体的に、法定相続人*i*は課税遺産額(A-D)のうち法定相続分 a_i の割合だけ相続したと仮定するので、相続税率を t_i とすると、法定相続人*i*の算出税額は $a_i(A-D)t_i$ となる。これを*n*人の法定相続人全員で合計すると、相続税総額は

$$\sum_{i=1}^n a_i(A-D)t_i$$

となる。

各法定相続人の納付税額は、相続税総額に実

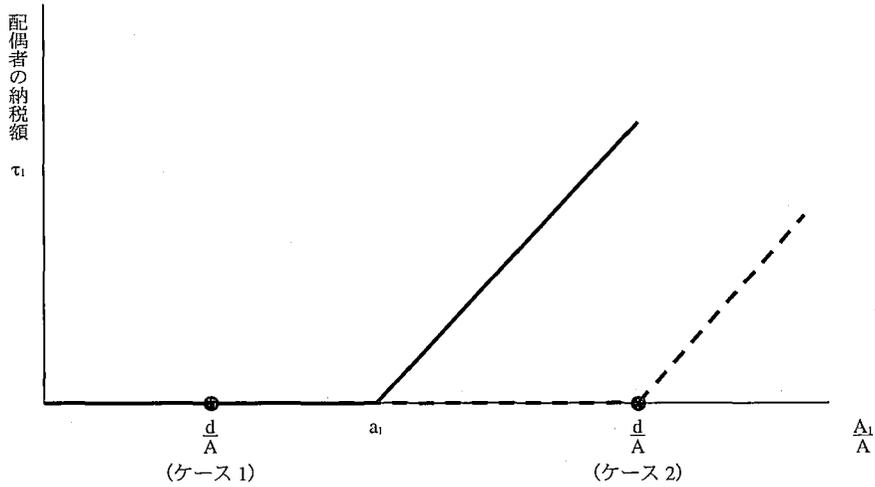


図 4 配偶者の納税額

際に相続した割合 (A_1/A) を乗じて算出税額を求め、それから各法定相続人に適用できる税額控除 δ_i を差し引いて求められる。すなわち、法定相続人 i の納税額 τ_i は

$$(7) \quad \tau_i = \left[\sum_{i=1}^n a_i (A-D)t_i \right] \frac{A_1}{A} - \delta_i$$

となる。

税額控除として、配偶者の税額軽減、贈与税の税額控除、未成年者控除・障害者控除、相次相続控除などが存在する。特に、配偶者の税額軽減の場合、配偶者の取得財産が相続財産総額の法定相続分以下であるか、あるいはそれが1億6千万円以下である場合、配偶者の相続税の納税額はゼロになるように設定されている。

以下では、法定相続人のうち、 $i=1$ は配偶者を示すとし、配偶者の法定相続分を a_1 、配偶者の課税価格を A_1 とする。また配偶者の非課税上限額(現行の1億6千万円)を d とする。このとき、配偶者の税額軽減額 δ_1 は、配偶者の課税価格 A_1 と、課税価格(合計額)の法定相続分 $a_1 A$ (この金額が d 以下の場合には d) のうち、いずれか少ない金額に対応する税額である。

式で示せば、配偶者の税額控除 δ_1 は以下のようになる。

$$(8) \quad \delta_1 = \left[\sum_{i=1}^n a_i (A-D)t_i \right] \times \frac{\min\{\max\{a_1 A, d\}, A_1\}}{A}$$

配偶者の納税額 τ_1 は、(7)と(8)式より、以下のようになる。

ケース 1 : $a_1 A \geq d$ のとき、以下の(i)と(ii)の2つのケースが存在する。

(i) 配偶者の相続分が法定相続分よりも多いとき、つまり $A_1 \geq a_1 A$ のとき

$$(8) \text{式より, } \delta_1 = a_1 \left[\sum_{i=1}^n a_i (A-D)t_i \right]$$

$$\text{従って(7)式より, } \tau_1 = \left[\sum_{i=1}^n a_i (A-D)t_i \right] \left[\frac{A_1}{A} - a_1 \right]$$

(ii) 配偶者の相続分が法定相続分よりも少ないとき、つまり $A_1 < a_1 A$ のとき

$$\text{同様に, } \delta_1 = \left[\sum_{i=1}^n a_i (A-D)t_i \right] \frac{A_1}{A}$$

よって $\tau_1 = 0$

ケース 2 : $a_1 A < d$ のとき、以下の(iii)と(iv)の2つのケースが存在する。

表 5 課税価格階級別にみた法定相続人の数

課税価格	1 億円以下	1 億円超	2 億円超	3 億円超	5 億円超	7 億円超	10 億円超	20 億円超
法定相続人の数	2.4 人	3.6 人	3.9 人	4.0 人	4.1 人	4.2 人	4.5 人	4.3 人

(出所) 国税庁『国税庁統計年報書』により著者試算。

(iii) 配偶者の相続分が非課税上限額を超えると
き、つまり $d < A_1$ のとき

$$\text{同様に, } \delta_i = \left[\sum_{i=1}^n a_i (A - D) t_i \right] \frac{d}{A}$$

$$\text{よって, } \tau_i = \left[\sum_{i=1}^n a_i (A - D) t_i \right] \frac{A_1 - d}{A}$$

(iv) 配偶者の相続分が非課税上限額以下の
とき、つまり $d \geq A_1$ のとき

$$\text{同様に, } \delta_i = \left[\sum_{i=1}^n a_i (A - D) t_i \right] \frac{A_1}{A}$$

よって, $\tau_i = 0$

図 4 は、以上の結果を表したものである。横軸は配偶者の財産取得割合 A_1/A であり、縦軸は配偶者の納税額である。上のケース 1 のときの配偶者の納税額は太線で示されている。この場合、配偶者の財産取得割合 A_1/A が配偶者の法定相続分 a_1 よりも低いとき、配偶者の納税額は無い。ケース 2 のときの配偶者の納税額は太い破線で示されている。この場合、 d/A が a_1 よりも大きくなり、配偶者の財産取得割合 A_1/A が法定相続分 a_1 を超えて d/A に達するまで配偶者の納税額は無い。

(7)式より、納付する相続税の総額 $\sum_{i=1}^n \tau_i$ は、相続税総額 $\sum_{i=1}^n a_i (A - D) t_i$ から適用を受ける税額控除の合計額 $\sum_{i=1}^n \delta_i$ を控除した金額である。

以上のわが国の法定相続分課税方式は、世界的にみても非常に特殊な課税方式であり、この特徴として以下の点が指摘できる。

(1) 算出した相続税総額 $\sum_{i=1}^n a_i (A - D) t_i$ は、法定相続人の間での実際の遺産分割の方法とは無関係である。従って、単独相続であろうと、法定相続人で平等に分配しようとも、算出した相続税総額は同じである。また、配偶者の税額控

除等の税額控除を除けば、納付する相続税総額も本質的に遺産分割の方法とは独立になる。

(2) 法定相続人の数が増えると、相続税の負担は低下する。この理由は、法定相続人の増加によって基礎控除額が増加するとともに、課税遺産額が分割されるので、高い累進税率を回避できるためである。このため、遺産額が大きくなると、養子をできるだけとって法定相続人の数を増加させるインセンティブが生じている。このことは、現実のデータから裏付けることができる。表 5 は、課税価格階級別にみた法定相続人の数を示したものである。この表から、遺産額が高くなるにつれて、法定相続人の数が概ね増加していることが分かる。

<例> 被相続人の遺産総額 5 億円を法定相続人である妻が 3 億円、長男が 1 億円、次男が 1 億円を相続したとしよう。被相続人の債務と葬式費用の合計額は 1 億円で、妻が債務の全額を引き受け、葬式費用を負担したとする。

この場合、(6)式より、課税価格(合計額)は 4 億円で、その内訳は、妻の課税価格が 2 億円、長男と次男の課税価格がともに 1 億円である。課税遺産額は、基礎控除額が 8 千万円なので、3 億 2 千万円である。この課税遺産額が法定相続分(妻 $1/2$ 、長男 $1/4$ 、次男 $1/4$)に配分されたと仮定すると、妻の課税遺産額は 1 億 6 千万円、長男と次男がともに 8 千万円となる。相続税の税率表を適用すると、算出税額は妻が 4,880 万円、長男と次男がともに 1,880 万円となる。以上の算出税額を合計すると、相続税総額は 8,640 万円である。

(7)と(8)式より、妻の算出税額は相続税総額に実際の取得割合である 2 分の 1 を乗じた金額であるが、配偶者の税額軽減により、妻の納税

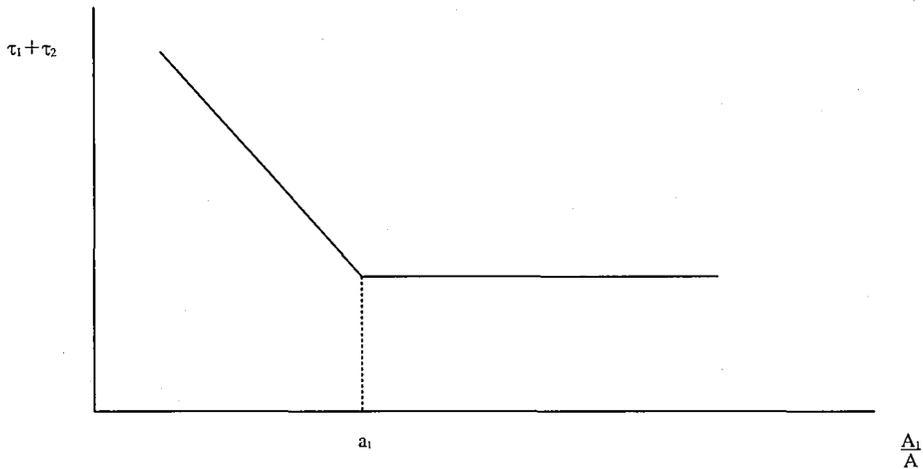


図5 配偶者と子の納税額

額はゼロになる。長男と次男の納付税額はともに2,160万円で、二人合わせて4,320万円になる。この場合、課税価格(合計額)に対する納付税額を実効税率と定義すると、実効税率は10.8%である。

合理的な遺産分割

いま、法定相続人として配偶者と子供1人のケースを考える。以下では、上のケース1の場合を考え、配偶者の法定相続分の遺産額 a_1A が定額の d よりも大きいとする。このとき、配偶者の納税額 τ_1 と子供の納付税額 τ_2 はそれぞれ

$$\tau_1 = \beta \left[\frac{A_1}{A} - a_1 \right] \quad \text{if } \frac{A_1}{A} \geq a_1$$

$$= 0 \quad \text{if } \frac{A_1}{A} < a_1$$

$$\tau_2 = \beta \frac{A_2}{A}$$

となる。ここで、 $A = A_1 + A_2$ で、

$$\beta \equiv \sum_{i=1}^2 a_i (A - D) t_i$$

は相続税総額であり、実際の遺産分割 A_1/A とは独立の定数である。納付税額の合計額は、

$$(9) \quad \tau_1 + \tau_2 = \beta(1 - a_1) \quad \text{if } \frac{A_1}{A} \geq a_1$$

$$= \beta \left[1 - \frac{A_1}{A} \right] \quad \text{if } \frac{A_1}{A} < a_1$$

この結果は図5に示されている。横軸に配偶者の取得財産割合 A_1/A を示し、縦軸に配偶者と子の納税額の合計を示している。図から明らかなように、配偶者が法定相続分 a_1 だけ相続すると納付税額は最小になる。

ここで留意すべき点は、配偶者が法定相続分を相続することが納付税額を最小にするとは、現段階の相続に限られた結果である。次の相続の段階で、配偶者が死んで配偶者の相続分を子が相続する場合を考えると、この結果は必ずしも成立しない。

いま、簡単化のため、配偶者は相続した遺産額 A_1 をそのまま子に残すとしよう。配偶者の死亡後、子の受け取る遺産額 A_1 に対する相続税額 τ^* は、

$$(10) \quad \tau^* = (A_1 - D^*) t^* \equiv T(A_1 - D^*)$$

ここで、 t^* は課税遺産額が $(A_1 - D^*)$ のときの相続税の税率で、 D^* は法定相続人が一人のときの基礎控除額である。相続税額は $(A_1 - D^*)$ に依存しているので、相続税額を $T(A_1 - D^*)$

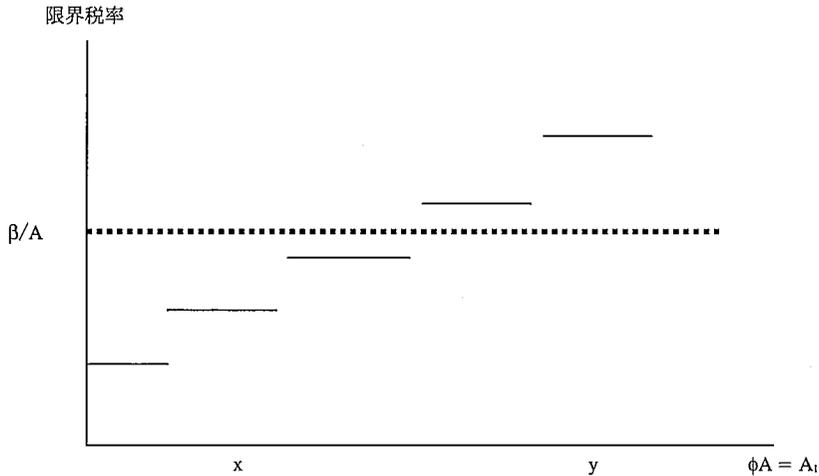


図 6 遺産分割と累進税率

とし、 $T(\bullet)$ は関数を示す。(9)と(10)式より、2回にわたる相続によって納付する相続税総額は、

$$(11) \quad \begin{aligned} \tau_1 + \tau_2 + \tau^* &= \beta(1 - a_1) + T(\phi A - D^*) \\ &\quad \text{if } \phi \geq a_1 \\ &= \beta(1 - \phi) + T(\phi A - D^*) \\ &\quad \text{if } \phi < a_1 \end{aligned}$$

ここで、 $\phi \equiv \frac{A_1}{A}$ では配偶者の取得遺産の割合で、納付する相続税総額は ϕ の関数である。いま、納付する相続税総額を最小にする ϕ （または A_1 ）の値を求めてみよう。(11)式より、すべての ϕ 、 $\phi \geq a_1$ 、について、

$$\frac{\partial(\tau_1 + \tau_2 + \tau^*)}{\partial \phi} = T'(\phi A - D^*)A > 0.$$

よって、 $\phi \geq a_1$ のとき相続税額は ϕ の増加関数である。納付する相続税総額を最小にする ϕ の値を求めるには、 $0 \leq \phi < a_1$ における相続税総額を検討する必要がある。この場合、以下の2つのケースが存在する。

ケース1：すべての ϕ 、 $0 \leq \phi < a_1$ 、について

$$(12) \quad \frac{\partial(\tau_1 + \tau_2 + \tau^*)}{\partial \phi} = -\beta + T'(\bullet)A < 0$$

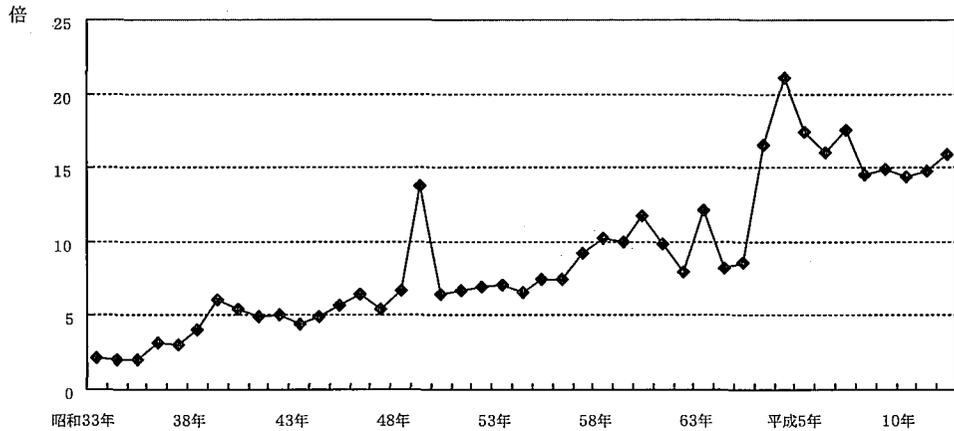
この場合、 ϕ が a_1 よりも小さいとき、相続税総額 $(\tau_1 + \tau_2 + \tau^*)$ は ϕ の減少関数である。前述のように、 ϕ が a_1 以上であると相続税総額は ϕ の増加関数である。以上から、 $\phi = a_1$ のとき、つまり配偶者の取得割合が法定相続分のとき、2回の相続税総額が最小になる。

ケース2：ある $\hat{\phi}$ 、 $0 < \hat{\phi} < a_1$ が存在し、

$$(13) \quad \begin{aligned} \frac{\partial(\tau_1 + \tau_2 + \tau^*)}{\partial \phi} &< 0 \quad \text{for all } \phi, 0 \leq \phi < \hat{\phi} \\ \frac{\partial(\tau_1 + \tau_2 + \tau^*)}{\partial \phi} &> 0 \quad \text{for all } \phi, \hat{\phi} \leq \phi < a_1 \end{aligned}$$

この場合、 $\phi = \hat{\phi}$ のとき、2回の相続税総額が最小になる。つまり、配偶者は法定相続分 a_1 よりも低い割合を相続した方が相続税負担を軽減できることを示している。

以上の2つのケースを生じさせる原因は何であろうか。このような現象を生じさせる原因は、相続税の税率構造にある。税率の恣意的な決定は、経済主体の合理的な行動を通して、資産の再分配構造を変化させている。図6は、平成14年度現在の相続税の限界税率の構造を示している。ケース1の場合、(12)式より、すべての ϕ 、 $0 \leq \phi < a_1$ 、について、 $T'(\phi A - D^*) < \beta/A$ が成立する。例えば、ケース1は A_1 が



(出所) 国税庁『国税庁統計年報書』により著者作成

図7 相続税と贈与税の納付税額の比率

図6のxの位置にある場合に対応している。ケース2の場合は、(13)式より、 ϕ の増加によって、 $T(\phi A - D^*)$ が β/A よりも大きくなる場合で、 A_i が図6のyにある場合に対応している。

3-2 わが国の贈与税の構造

資産の移転のタイミングとして、生存している間に行う贈与は、死亡後に行う相続よりも著しく重い課税が行われている。贈与税の対象となる課税財産額は、

$$\text{課税財産額} = \text{贈与による取得財産額} - \text{基礎控除額}$$

贈与税の税額は、課税財産額を税率表に適用して求められる。平成14年度現在、贈与税の基礎控除額は110万円で、これを越えた贈与額は課税財産額となる。例えば、A氏が父親から500万円、叔父から500万円を贈与されたとする。このとき、基礎控除110万円を控除した後の課税価格は890万円で、贈与税額は贈与税の税率表から260.5万円となる。この場合、実効税率(贈与税額/贈与額)は約26%である。

わが国では、贈与が非常に厳しく限定されており、たとえ配偶者への贈与であっても110万円を超える贈与の場合、通常の贈与税が課される。贈与税の特例は、以下の①と②で示すような居住用不動産関係の場合しか認められていない。

- ① 婚姻関係が20年以上の夫婦間で居住用不動産の贈与を行った場合、基礎控除額(110万円)のほかに最高2000万円までが課税価格から控除される。
- ② 住宅取得資金の贈与を親などから受けたとき、受け取った贈与額のうち1500万円までの部分は五分五乗方式により贈与税額を計算する。

贈与が相続と比較して懲罰的に重い課税であることは、相続税と贈与税の税率表や基礎控除をみてもわかる(文末の参考資料参照)。平成14年度の税率表をみると、税率が50%以上であるのは、相続の場合は課税価格が2億円超であるのに対し、贈与の場合は1千万円超の場合である。基礎控除も、平成14年度現在で、相続の場合は5千万円+1千万円×「法定相続人数」であるのに対し、贈与は110万円にすぎない。特筆すべき点は、贈与税の基礎控除額

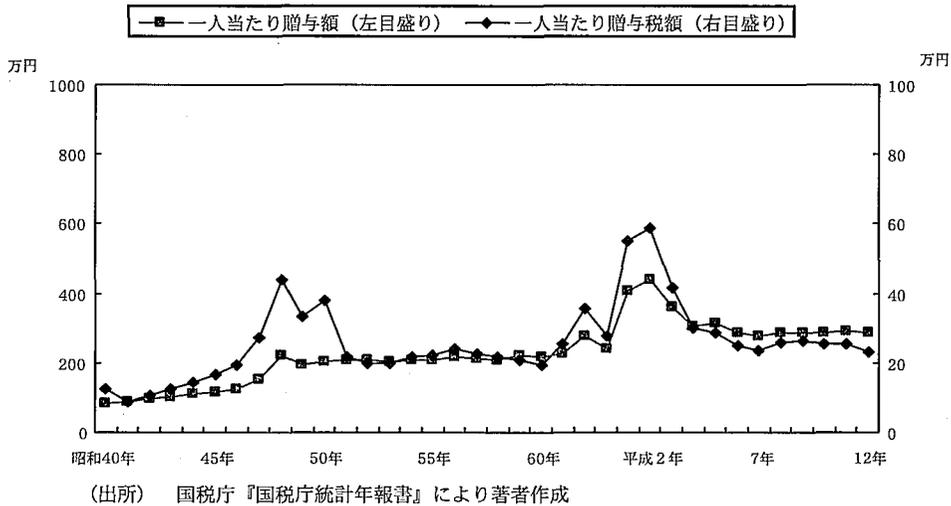


図 8 一人当たり贈与額と贈与税額

は、昭和50年から平成13年の改正まで26年間、60万円に据え置かれてきたことである。この点からも、資産の移転は相続に置かれ、贈与は重視されてこなかったことがわかる。

このような贈与に対する重課に対し、納税者は税負担を軽減するため、親から子への資産の移転に関して合理的な選択を行っている。すなわち、人々は資産の移転を生存中の贈与ではなく、死亡後の相続によって行うことを合理的に選択している。相続税および贈与税という制度の下で、資産の移転において「制度の下での均衡」が成立しているのである。

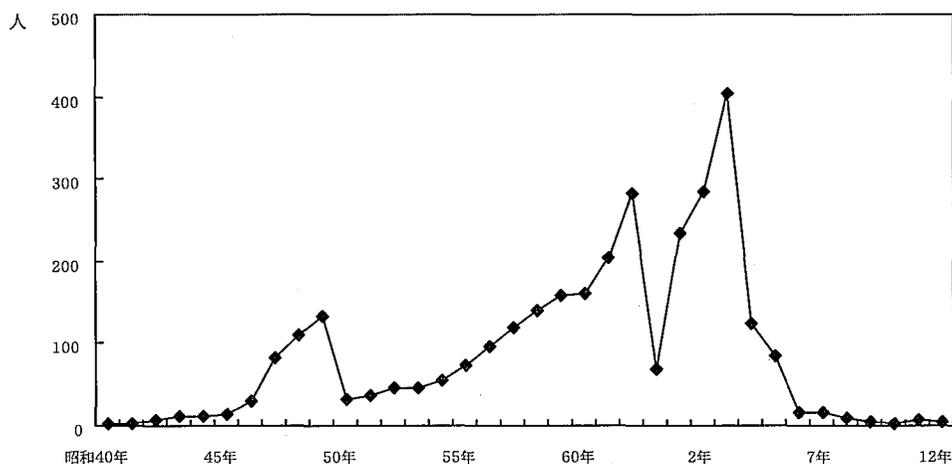
図7は、相続税と贈与税の納付税額の比率の推移をみたものである。平成12年度では相続税は贈与税の約15倍で、圧倒的に相続税が贈与税よりも納税額が大きいことがわかる。ところが、現行の法定相続分課税方式が始めて採用された昭和33年頃の税率の比率をみると、相続税が贈与税の2倍程度にすぎない。この理由は、文末の参考資料に示されている昭和33年の相続税と贈与税の税率表にある。これらの税率表を比較すると、贈与税は相続税よりも重課されているものの、それほど贈与税が不利になっていないことがわかる。しかし、昭和41

年以降の相続税と贈与税の税率表を比較すると、贈与税は著しく重課されてきており、相続税と贈与税の税負担の格差は増大してきたことがわかる。

図7は、各年度の相続税と贈与税の税率表の格差に対応して、人々は合理的な選択の結果として贈与よりも相続を選択してきたことを示している。まさに、「制度の下での均衡」が成立してきたといえる。

図8は、一人当たりの贈与額と贈与税額の推移を示したものである。驚くことは、昭和40年から平成12年までの36年間の間、一人当たりの贈与額や贈与税額はほとんど変化していないことである。昭和40年と平成12年の間、名目的なGDPは15.6倍に達していることを考えると、贈与が本質的な資産の移転として機能しなくなってきたことがわかる。

贈与額を決定する主な要因は、税率と基礎控除にある。特に税率の場合、一人当たり贈与額と贈与税額の対応をみると、贈与は税率に敏感に反応し、税率が20%から25%程度の間の贈与が主に行われていることがわかる。人々は、贈与税の税率表をみて、税率が20%から25%程度までの贈与を合理的に選択した結果、おお



(出所) 国税庁『国税庁統計年報書』より作成

図9 税率70%以上の適用を受ける被相続人の数

よそ200万円程度の贈与が毎年行われてきたと考えられる。贈与税の税率と基礎控除という制度の下で、人々の合理的な選択の結果として贈与額が決定されてきたのである。図8は、このような「制度の下での均衡」を示している。

国税当局は、資産移転において情報コストを最小化するため、相続を中心とした資産の再分配を図ってきたと考えられる。生前贈与を認めると国税当局が必要な情報量は著しく増加するため、生前贈与を行わせないように贈与税を設定してきた。このような国税当局の合理的な選択によって相続税と贈与税の制度が設定されると、人々はこの制度を所与にして合理的な選択を行う。この結果、主要な資産移転は贈与ではなく相続によって行われる。ここに、国により合理的に構築された制度と、その制度の下での国民の合理的な選択の結果として「制度の下での均衡」が成立している。

この均衡を、公平性と効率性の側面から評価しよう。まず、公平性の側面において問題なのは、資産移転のタイミングが限定されていることである。国民は贈与税ではなく相続税を選択するので、税負担を最小にするタイミングは被相続人の死亡時点（およびその3年前までの

期間）しかありえない。この場合、問題となるのは高い累進税率である。確かに、高い累進税率は高額の資産家に対し重い税負担を求めるものであるため、公平性の観点から支持されている。しかし、異時点間における税負担の公平性の観点から、高い累進税率は社会的に望ましいものであるとは言えない。

図9は、相続税の税率が70%以上となる可能性のある相続人の人数を推計したものである。70%以上の税率の適用を受ける人の人数は、主に地価の動向と相続税の税率構造に大きく左右される。昭和48年頃のオイル・ショックやバブル経済の時期において、地価の高騰は遺産額を引き上げ、多くの人が高い累進税率の適用を受けている。しかし、昭和50年、昭和63年、平成4年、および平成6年の税率表などの改正で、70%以上の適用を受ける人は大きく減少している。特に、平成7年度以降、70%の税率の適用を受ける人がほとんどなくなった理由は、平成6年の改正で税率70%の適用範囲を10億円超から20億円以上に引き上げた結果である（文末の参考資料参照）。

このような国税当局による裁量的な税率表などの改正は、異なる時点間において納税者の税

負担を著しく不公平にしている。70%という高い累進税率を設定しておく、税負担が地価の動向に振り回されやすくなりやすい構造となる。長期的には同じ財産価値を持つ個人の間で、死亡時点がバブル経済の時期か現在のようない不況期かで税負担に大きな格差が生じている。平成15年度の改正によって最高税率が70%から50%に引き下がられたのは、異時点間の税負担の公平性から評価することができると思われる。

次に、相続税と贈与税による「制度の下での均衡」を効率性の観点から検討する。従来、高い累進税率をもつ相続税制は経済の活力を生むものとして高く評価されてきた。相続税は、高額資産家の企業支配を排除し、企業の経営者と従業員を中心とした経営を可能にしてきた。また、相続税は地主等の独占的な土地所有を排除してきた。相続税の強い再分配機能は、資本家や地主などの独占的な権力を企業や地域から排除し、人々の平等意識と経済活力を生み出す土壌を形成してきたと考えられる。

しかしこの制度は、現在、資産移転のタイミングが被相続人の死亡時点の周辺に限定されているため、若い世代への資産移転が遅れ、起業などを阻んでいると批判されている。贈与と相続の税負担の中立性を実現し、資産移転のタイミングを自由にすれば、若い世代への資産の移転が増加し、経済の活力が生まれるとしている。しかし、若い世代の資産移転を促進させたからといって、起業家が事業を起こし、経済の活力が増すとは思われない。若い世代の起業は、親子間の相続や贈与よりも社会的な資金調達の構造に依存していると思われる。資産移転のタイミングを自由にすれば、経済の効率性が高まると考えるのは早計である。租税政策の有効性は慎重に行う必要があり、累進税制の緩和とともに、資産移転のタイミングを自由に選択できるようにする政策の長所は、主に、効率性の改善よりも異時点間における税負担の公平性を実現させることにあると考えるべきである

う。

3-3 アメリカの遺産税・贈与税の構造

日本の相続税に対応するアメリカの遺産税(estate tax)は、贈与税と同じ税率表を用い、税額控除(unified credits)を贈与税と共有する形となっている。従って、相続と贈与の税負担はほとんど同じであるため、人々は資産の移転のタイミングを自由に選択できる。

アメリカの贈与税

アメリカの贈与税の場合、納税者は日本のような受贈者ではなく、贈与者である。贈与税の場合、贈与額が基礎控除額(平成14年現在、1万1千ドル)を超える場合、この超える金額が課税贈与額である。従って、贈与額が基礎控除額以下であれば、贈与は非課税となる。

日本と比較した場合、贈与税の基礎控除額はほぼ同じであっても、アメリカにおいて非課税となる金額は日本よりもはるかに大きい。例えば、アメリカの場合、夫婦が2人の子供に贈与する場合、一人の子供に対し夫と妻がそれぞれ毎年1万1千ドルまで、夫婦あわせて2万2千ドルまで非課税で贈与できる。子供二人に対しては夫婦で4万4千ドルまで非課税で贈与できる。

上記の場合以外で、贈与税が非課税となるのは、以下の(1)~(3)の3つのケースである。

(1) 配偶者への贈与は全額、非課税である。この点は、日本と大きく異なっている。日本の場合、たとえ配偶者への贈与であっても、一定の条件を満たした居住用不動産の贈与しか認めていない。

(2) 政党や慈善団体等への贈与は非課税である。このため、財産が高額な資産家ほど高い累進税率に直面するので、寄付行為に対するインセンティブが強くなっている。

(3) 教育費用と医療費を負担した金額は非課税である。これらの費用は、日本では非常に限定され、扶養義務者相互間のみ非課税である

が、アメリカでは友達等の第3者に対する支払であってもよい。

贈与税は、以下のように算定される。贈与額から基礎控除額を控除した課税贈与額に対応する税額が贈与税額である。生涯にわたり一定額の税額控除(unified credit)を贈与税と遺産税の両方で利用できる。もし贈与税額が税額控除以下ならば、実際の贈与税の納税は無く、後の生涯にわたり利用できる税額控除額は贈与税額のみだけ減少する。逆に、もし贈与税額が税額控除を超えるならば、税額控除を全て使い切るので、両者の差額だけの金額を納税する。この場合、後の生涯にわたり贈与税と遺産税の税額控除は利用できない。

〈例〉 A氏が自分の子Bと甥Cに5万ドルずつ、友達Dに1万ドルを贈与した場合を考える。この場合、各人に与えた金額のうち最初の1万1千ドルまでは非課税なので、課税贈与額は7万8千ドル(BとCが3万9千ドルずつでDは非課税)である。税率表(参考資料参照)を適用すると、算出税額は7980ドルとなる。いま、A氏のこの贈与は生涯を通して初めてであったとする。このとき、A氏はこの算出税額を納税する必要はなく、この算出税額だけ税額控除額(平成12年現在、345,800ドル)から差し引いた金額(337,820ドル)を税額控除として、後の生涯にわたり利用できる。

上記の議論を一般化して、多年にわたって贈与がある場合を検討しよう。いま、簡単化のため、2期間にわたり贈与が行われる場合を検討する。第1期に B_1 、第2期に B_2 の課税贈与額がある場合の贈与税額は、以下のように算定される。

第1期 B_1 の課税贈与額に対応して算出される贈与税額 $T(B_1)$ が求められる。このとき、算出税額 $T(B_1)$ と税額控除額 \hat{C} の大小関係について、以下の2つのケースが存在する。

(ケース1) $T(B_1) < \hat{C}$ のとき

このとき、税額控除が適用できるので、実際の贈与税の納税は無い。この場合、 $\hat{C} - T(B_1)$ だけ税額控除を第2期に残している。

(ケース2) $T(B_1) \geq \hat{C}$ のとき

このとき、算出税額が税額控除額よりも大きいので両者の差 $(T(B_1) - \hat{C})$ が納税額である。この場合、第2期に残す税額控除は無い。

以上より、第1期の納税額 τ_1 は以下のようになる。

$$\begin{aligned} \tau_1 &= 0 \quad \text{if} \quad \hat{C} > T(B_1) \\ &= T(B_1) - \hat{C} \quad \text{if} \quad \hat{C} \leq T(B_1) \end{aligned}$$

第2期 第2期の算出した贈与税額は、課税贈与額 B_1 と B_2 の合計額に対応する算出税額 $T(B_1+B_2)$ から前期の算出税額 $T(B_1)$ を控除した金額である。この金額と第1期に使わずに残した税額控除 $\hat{C} - T(B_1)$ の大小関係について、以下の2つのケースが存在する。

(ケース1*) $T(B_1+B_2) - T(B_1) \leq \hat{C} - T(B_1)$ のとき、

この場合、第1期に残した税額控除を適用できるので、第2期の納税額 τ_2 はゼロとなる。

(ケース2*) $T(B_1+B_2) - T(B_1) > \hat{C} - T(B_1)$ のとき

この場合、税額控除を全て使い切るので、第2期の納税額 τ_2 は、上の不等式の左辺の値から右辺の値を控除した金額で $T(B_1+B_2) - \hat{C}$ となる。

以上より、

$$\begin{aligned} \tau_2 &= 0 \quad \text{if} \quad T(B_1+B_2) - T(B_1) \leq \hat{C} - T(B_1) \\ &= T(B_1+B_2) - \hat{C} \quad \text{if} \quad T(B_1+B_2) - T(B_1) > \hat{C} - T(B_1) \end{aligned}$$

以上の結果を総合し、2期間にわたるケースは以下の3つに分けられる。

(ケース A) $\tau_1=0, \tau_2=0$

上記の(ケース 1)と(ケース 1*)を組み合わせたケースである。この場合、二つの時期で、算出税額は利用できる税額控除額よりも小さいため、納税額は 2 つの時期でゼロである。

(ケース B) $\tau_1=0, \tau_2=T(B_1+B_2) - \hat{C} > 0$

上記の(ケース 1)と(ケース 2*)を組み合わせたケースである。この場合、第 1 期では算出税額は税額控除額よりも小さいので、納税額はゼロである。第 2 期では、算出税額が利用できる税額控除よりも大きく、両者の差額が納税額である。

(ケース C) $\tau_1=T(B_1) - \hat{C} > 0,$

$$\tau_2=T(B_1+B_2) - T(B_1) > 0$$

上記の(ケース 2)と(ケース 2*)を組み合わせたケースである。この場合、第 1 期では、算出税額は税額控除額よりも大きいので、その差額だけ納税する。第 2 期では、利用できる税額控除は無いので、算出税額が納税額である。

(ケース A)~(ケース C) の 3 つのケースについて、2 期間にわたる納税額の合計額は、

$$\tau_1 + \tau_2 = \max \{ T(B_1+B_2) - \hat{C}, 0 \}$$

が成立する。

アメリカの遺産税

アメリカの遺産課税の場合、課税遺産額は、遺産総額から以下の①~④の控除の金額を差し引いた金額である。

- ① 葬儀費用
- ② 負債額
- ③ 配偶者に残す遺産
- ④ 慈善または公共目的の寄付

以上のうち、特に配偶者に残す遺産は取得する割合に関係なく、全額控除できる。

遺産税と贈与税は一体で構成されている。遺産税の税額については、まず、上記の課税遺産額 H と生涯にわたる課税贈与額 B の合計額 (H

+ B) を計算し、これに対応する税額 $T(H+B)$ を算出する。遺産税の納付税額 τ_c は、この算出税額 $T(H+B)$ から過去の贈与税額 $\tau_b=T(B)$ と税額控除額 \hat{C} を差し引いた金額である。つまり、

$$\tau_c = T(H+B) - T(B) - \hat{C}$$

遺産税 τ_c と贈与税額 τ_b の合計額 ($\tau_c + \tau_b$) は

$$\tau_c + \tau_b = T(H+B) - \hat{C}$$

となる。よって、遺産税と贈与税の中立性が維持される。ただ、ここでは詳細は割愛するが、遺産税と贈与税は完全に中立ではなく、どちらかというとなら贈与の方が有利になっている。

3-4 相続時清算課税制度

平成 15 年から贈与税に新しく相続時清算課税の方式が採用された。この制度の目的は、贈与と相続の税負担をほぼ同様にして、資産移転のタイミングを自由に選択できるようにするためである。贈与税は、2 種類存在し、一つは従来通りの暦年課税の贈与税(税率表は文末の参考資料参照)であり、もう一つは相続時清算課税である。納税者は、両者のいずれか一つを選択する。相続時清算課税を選択した場合、贈与者と受贈者が特定化され、この両者の関係のみの贈与と相続が一体となる。相続時清算課税を選択した人でも、相続時清算課税で特定化した贈与者以外の人から贈与を受けた場合は、従来通り暦年課税の贈与税が課される。

相続時清算課税において贈与と相続と一体化措置は、以下のようにになっている。

1. 贈与

贈与は 2500 万円(住宅取得資金の場合、3500 万円)までの非課税枠があり、多年にわたり使用できる。贈与額がこの限度額以下の場合、贈与税は非課税である。贈与額がこの限度額を超える場合、超える金額に対し税率 20% で贈与税が課税される。

2. 相続

子が財産を相続する場合、それまでの贈与財産と相続財産を合計し、従来通りの法定相続分課税で相続税額を算定し、そこから既に支払っ

ている贈与税を控除する。

いま、親が一定の財産 \bar{E} をもち、これを贈与 B と相続 H に分けて一人の子供に移す場合を考える。すなわち、 $\bar{E} = B + H$ 。贈与した場合、贈与税額 τ_b は贈与額 B から非課税限度額 D_b を差し引いた金額に一律の税率 t_b を乗じた金額なので

$$\tau_b = t_b [B - D_b]$$

となる。相続の場合、相続税 τ_c は、贈与額 B と相続額 H を合計した金額 $(B + H)$ から基礎控除 D_c を控除した課税財産額に依存するので、

$$\tau_c = T_c((B + H) - D_c) - \tau_b$$

となる。ここで、 $T_c(\bullet)$ は課税財産額から相続税の納付税額を求める関数である。以上の2つの式と $\bar{E} = B + H$ から、相続税と贈与税の合計額は

$$\tau_b + \tau_c = T_c(\bar{E} - D_c)$$

となる。最後の式から、以下の点が指摘できる。

- (1) 相続税と贈与税の合計額を決定するのは相続税の制度で、相続税の基礎控除 D_c が決定的な役割を果す。
- (2) 一定の財産 \bar{E} を贈与と相続に配分する割合を変化させても、相続税と贈与税の合計額は、不変である。
- (3) 贈与税における非課税枠 D_b (現在、2500万円) を変化させ、この値を大きくしてみよう。このとき、上の τ_b と τ_c を求める式から、贈与額が減少し、その分だけ相続税額が大きくなるが、相続税と贈与税の合計額は不変であることがわかる。

新たに導入された相続時清算課税は、相続と贈与の間の中立性に向けた第一歩として位置づけられる。しかし、従来の暦年課税の贈与税が併存するため、相続税と贈与税の税率表がアメ

リカのように統一されておらず、贈与の行動に大きな歪みが生じる可能性がある。

参考文献

- 石川経夫 (1994) 『日本の所得と富の分配』, 東京大学出版会。
- 石田八郎 (1998) 『要説相続税法』 税務経理協会。
- 石 弘光 (1991) 『土地税制改革: いま, なぜ地価税か』 東洋経済新報社。
- 岩田規久男・山崎福寿・花崎正晴・川上 康 (1993) 『土地税制の理論と実証』 東洋経済新報社。
- 金本良嗣 (1990) 「土地税制の宅地供給阻害効果と地価」, 西村清彦・三輪芳朗 (編) 『日本の株価・地価』, 東京大学出版会。
- 固定資産税務研究会編『要説固定資産税』ぎょうせい, 各年版。
- 小宮隆太郎 (1975) 「土地の価格」, 『現代日本経済研究』第8章, 東京大学出版会。
- 高山憲之, チャールズ・ユウジ・ホリオカ, 太田清編著 (1996) 『高齢化社会の貯蓄と遺産・相続』, 日本評論社。
- 野口悠紀雄 (1989) 『土地の経済学』 日本経済新聞社。
- 八田達夫 (1988) 『直接税改革: 間接税導入は本当に必要か』 日本経済新聞社。
- Adams, J. D. (1978) "Equalization of True Gift and Estate Tax Rates," *Journal of Public Economics* 9, 59-71.
- Bernheim, B. Douglas, Robert J. Lemke, and John K. Scholz (2001) "Do Estate and Gift Taxes Affect the Timing of Private Transfers?," National Bureau of Economic Research Working Paper 8333.
- Internal Revenue Service (2002), Instructions for Form 706, United States Estate (and Generation-Skipping Transfer) Tax Return.
- Internal Revenue Service (2002), Instructions for Form 709, United States Gift (and Generation-Skipping Transfer) Tax Return.

- Joulfaian, David (2000) "Choosing Between Gifts and Bequests: How Taxes Affect the Timing of Wealth Transfers", OTA Paper No. 86, Office of Tax Analysis, U. S. Department of Treasury.
- Porteba, J. (1998) "Estate and gift taxes and incentives for inter vivos giving in the United States," NBER working paper no. 6842
- Poterba, James (2001) "Estate and Gift Taxes and Incentives for inter vivos giving in the US," *Journal of Public Economics* 79, 237-264.
- Shoup Mission (1949) *Report on Japanese Taxation*, GHQ.

参考資料

相続税の税率表

昭和33年		昭和41年		昭和50年		昭和63年	
取得価額	税率	取得価額	税率	取得価額	税率	取得価額	税率
30万円以下	10%	60万円以下	10%	200万円以下	10%	400万円以下	10%
70万円 "	15%	150万円 "	15%	500万円 "	15%	800万円 "	15%
150万円 "	20%	300万円 "	20%	900万円 "	20%	1,400万円 "	20%
300万円 "	25%	500万円 "	25%	1,500万円 "	25%	2,300万円 "	25%
500万円 "	30%	800万円 "	30%	2,300万円 "	30%	3,500万円 "	30%
700万円 "	35%	1,200万円 "	35%	3,300万円 "	35%	5,000万円 "	35%
1,000万円 "	40%	1,800万円 "	40%	4,800万円 "	40%	7,000万円 "	40%
2,000万円 "	45%	3,000万円 "	45%	7,000万円 "	45%	10,000万円 "	45%
3,000万円 "	50%	5,000万円 "	50%	10,000万円 "	50%	15,000万円 "	50%
5,000万円 "	55%	7,500万円 "	55%	14,000万円 "	55%	20,000万円 "	55%
7,000万円 "	60%	10,000万円 "	60%	18,000万円 "	60%	25,000万円 "	60%
1,000万円 "	65%	1,500万円 "	65%	25,000万円 "	65%	50,000万円 "	65%
1,000万円 超	70%	1,500万円 超	70%	50,000万円 "	70%	50,000万円 超	70%
				50,000万円 超	75%		

平成4年		平成6年		平成15年	
取得価額	税率	取得価額	税率	取得価額	税率
700万円以下	10%	800万円以下	10%	1,000万円以下	10%
1,400万円 "	15%	1,600万円 "	15%	3,000万円 "	15%
2,500万円 "	20%	3,000万円 "	20%	5,000万円 "	20%
4,000万円 "	25%	5,000万円 "	25%	10,000万円 "	30%
6,500万円 "	30%	10,000万円 "	30%	30,000万円 "	40%
10,000万円 "	35%	20,000万円 "	40%	30,000万円 超	50%
15,000万円 "	40%	40,000万円 "	50%		
20,000万円 "	45%	200,000万円 "	60%		
27,000万円 "	50%	200,000万円 超	70%		
35,000万円 "	55%				
45,000万円 "	60%				
100,000万円 "	65%				
100,000万円 超	70%				

相続税の基礎控除額

改正年	基礎控除額
昭和33年	150万円+30万円×法定相続人の数
41年	250万円+50万円×法定相続人の数
50年	2000万円+400万円×法定相続人の数
63年	4000万円+800万円×法定相続人の数
平成4年	4800万円+950万円×法定相続人の数
6年	5000万円+1000万円×法定相続人の数

贈与税の税率表

昭和 33 年		昭和 41 年		昭和 50 年		昭和 63 年	
取得価額	税率	取得価額	税率	取得価額	税率	取得価額	税率
30 万円以下	15%	30 万円以下	10%	50 万円以下	10%	100 万円以下	10%
50 万円 "	20%	50 万円 "	15%	70 万円 "	15%	120 万円 "	15%
70 万円 "	25%	70 万円 "	20%	100 万円 "	20%	150 万円 "	20%
100 万円 "	30%	100 万円 "	25%	140 万円 "	25%	200 万円 "	25%
150 万円 "	35%	140 万円 "	30%	200 万円 "	30%	300 万円 "	30%
200 万円 "	40%	200 万円 "	35%	280 万円 "	35%	400 万円 "	35%
300 万円 "	45%	300 万円 "	40%	400 万円 "	40%	600 万円 "	40%
500 万円 "	50%	400 万円 "	45%	550 万円 "	45%	800 万円 "	45%
700 万円 "	55%	700 万円 "	50%	800 万円 "	50%	1,200 万円 "	50%
1,000 万円 "	60%	1,000 万円 "	55%	1,300 万円 "	55%	2,000 万円 "	55%
3,000 万円 "	65%	1,500 万円 "	60%	2,000 万円 "	60%	3,000 万円 "	60%
3,000 万円 超	70%	3,000 万円 "	65%	3,500 万円 "	65%	7,000 万円 "	65%
		3,000 万円 超	70%	7,000 万円 "	70%	7,000 万円 超	70%
				7,000 万円 超	75%		

平成 4 年		平成 15 年 (暦年課税)	
取得価額	税率	取得価額	税率
150 万円以下	10%	200 万円以下	10%
200 万円 "	15%	300 万円 "	15%
250 万円 "	20%	400 万円 "	20%
350 万円 "	25%	600 万円 "	30%
450 万円 "	30%	1,000 万円 "	40%
600 万円 "	35%	1,000 万円 超	50%
800 万円 "	40%		
1,000 万円 "	45%		
1,500 万円 "	50%		
2,500 万円 "	55%		
4,000 万円 "	60%		
10,000 万円 "	65%		
10,000 万円 超	70%		

贈与税の基礎控除と配偶者控除

改正年	基礎控除	配偶者控除
昭和 33 年	20 万円	—
39 年	40 万円	—
41 年	"	(創設) 160 万円
46 年	"	360 万円
48 年	"	560 万円
50 年	60 万円	1000 万円
63 年	"	2000 万円
平成 13 年	110 万円	"

アメリカの相続税・贈与税の統一税率表
(平成 14 年現在)

課税金額	税率(%)
10,000 ドル以下	18
20,000 ドル以下	20
40,000 ドル以下	22
60,000 ドル以下	24
80,000 ドル以下	26
100,000 ドル以下	28
150,000 ドル以下	30
250,000 ドル以下	32
500,000 ドル以下	34
750,000 ドル以下	37
1,000,000 ドル以下	39
1,250,000 ドル以下	41
1,500,000 ドル以下	43
2,000,000 ドル以下	45
2,500,000 ドル以下	49
2,500,000 ドル 超	50

日本の相続税・贈与税の統一税率表
(シャウプ税制：昭和 25 年)

課税金額	税率(%)
20 万円以下	25
50 万円以下	30
100 万円以下	35
150 万円以下	40
200 万円以下	45
300 万円以下	50
400 万円以下	55
500 万円以下	60
700 万円以下	65
1,000 万円以下	70
1,500 万円以下	75
2,500 万円以下	80
5,000 万円以下	85
5,000 万円 超	90